

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 2 月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600622号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600247号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所(現在は、C社B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年5月頃から同年7月頃まで
② 昭和63年10月頃から平成元年5月頃まで
③ 平成12年6月1日から同年10月頃まで

請求期間①は、A社でドア、窓等の製作をしていた。請求期間②は、非常勤の職員としてB事業所でE配達をしていた。請求期間③は、D社で駐車場の整理、健康診断の手伝い等をしていた。しかしながら、各請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された社員名簿には、請求者が昭和63年5月23日に入社し、同年7月6日に退社した旨記載されていることから、請求者が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、当時の厚生年金保険料控除に係る資料はなく、請求者の給与からの保険料控除について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る保険料控除について確認することができない。

また、A社は、当時、社員には最低3か月の試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険に加入させておらず、請求者は、当該期間中に退職したため、厚生年金保険に加入していなかったと思われる旨回答している。

さらに、上記社員名簿によると、請求者と同時期である昭和63年5月に入社した者は二人

おり、そのうちの同年6月に退社した一人は、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録はなく、もう一人は、入社日の同年5月16日から約3か月後の同年8月22日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記社員名簿により請求者と同時期の昭和63年3月から同年5月までにA社に入社したことが確認できる複数の同僚に照会したところ、同年3月7日に入社した二人の同僚は、自身は試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨回答しており、オンライン記録により、当該同僚は、入社日の同年3月7日から約3か月後の同年6月21日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

請求期間②について、C社B事業所は、当時の資料はなく、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除並びに非常勤職員の厚生年金保険の取扱いについて不明である旨回答していることから、当時の状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間②においてB事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有する者はいないため、当該期間の前後において同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち16人に照会し、10人から回答を得たが、請求者の請求期間②における勤務実態及び同事業所における非常勤職員の厚生年金保険の取扱いについて具体的な回答は得られなかった。

請求期間③について、請求者から提出されたD社の雇用通知書により、当該期間の一部について、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E社は、請求者の業務内容は駐車場整理であり、当該業務は1日の勤務時間及び1か月の勤務日数がそれほど多くないと見込んで、請求者を健康保険及び厚生年金保険に加入させなかったと思われる旨回答している。

また、E社は、当時の給与の締め日及び支払日は毎月末日と回答しており、同社から提出された給与明細一覧表により、請求者の平成12年6月30日支給の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、E社は、上記給与明細一覧表によると、平成12年6月30日より後の期間については、請求者に給与が支払われていないので、請求者は同年6月に退職したと考えられる旨回答している。

なお、F市から提出された回答文書により、請求者は請求期間③を含む平成12年1月1日から平成13年1月5日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。